

# お 知 ら せ

令和6年3月8日  
愛媛県地域日本語教育総合調整会議  
(観光国際課)

## 第5回愛媛県地域日本語教育総合調整会議の開催について

標記審議会を、次のとおり開催（全部公開）します。

### 1 開催日時

令和6年3月15日(金曜日) 午前10時00分から11時00分\*まで(予定)

※ミニセミナーを含む

### 2 開催場所

愛媛県国際交流協会第1研修室(愛媛県松山市道後一万1-1)

### 3 議 題

- (1) 今年度実施事業の総括について
- (2) 来年度事業に係る計画について

### 4 ミニセミナー

議事終了後にミニセミナーの開催を予定しております。

### 5 傍 聴

- (1) 傍聴の定員 5人
- (2) 傍聴の申込方法等

① 傍聴を希望される方は、3月13日(水曜日)午後5時までに、電話等により、傍聴を希望する審議会の名称(愛媛県地域日本語教育総合調整会議)並びに氏名、住所及び連絡先の電話又はFAXの番号を審議会の事務局(観光国際課国際交流グループ)へ連絡してください。(1回の申込につき1名のみ可)

② 傍聴の申込の受付は、先着順で行い、定員になり次第終了します。

③ 傍聴することができる方には、3月14日(木曜日)午後3時までに、審議会事務局から電話等によりその旨を連絡します。

- (3) 会議は、開会から閉会まですべて傍聴できます。(全部公開)

[問合せ先及び傍聴申込み先(審議会事務局)]

愛媛県観光スポーツ文化局観光交流局観光国際課国際交流グループ

[〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2]

電 話 089-912-2312

F A X 089-921-5931

メール [kankoukokusai@pref.ehime.lg.jp](mailto:kankoukokusai@pref.ehime.lg.jp)

# 愛媛県地域日本語教育総合調整会議傍聴要領

愛媛県地域日本語教育総合調整会議  
〔令和4年7月15日制定〕

## 1 傍聴の申込み

傍聴を希望する者は、会議開催日の2日前（閉庁日を除く）の17時までに、傍聴を希望する会議名（愛媛県地域日本語教育総合調整会議）、住所、氏名、連絡先（電話番号又はFAX番号）を愛媛県地域日本語教育総合調整会議事務局（愛媛県観光スポーツ文化部観光交流局観光国際課）まで申し出なければならない。

## 2 申込みの受付

傍聴申込みの受付は先着順に行い、定員になり次第受付を終了する。

## 3 傍聴受付の連絡

事務局は、会議開催日の前日（閉庁日を除く）の15時までに、傍聴人に傍聴可能であることを連絡する。

## 4 傍聴人の定員

会議における傍聴人の定員は5人とする。ただし、会場の状況等により、その都度会長が別に定めることができる。

## 5 会議での受付及び手続き

会議傍聴の許可を受けた傍聴人は、会議当日の会議開催予定時刻までに、会場前の受付で氏名及び住所等を記入の上、事務局の係員の指示に従って会議の会場に入室する。（受付開始は、会議開催予定時刻の15分前からとする。）

## 6 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴人は、次の事項を守ることとする。

- (1) 会議の開催中は、静粛に傍聴することとし、会議における言論等に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明したり、威圧的行為等を行ったりしないこと。
- (2) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 会場において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (4) その他会議の秩序を乱し、又は審議等の支障となる行為をしないこと。

## 7 会議の秩序の維持

会長は、この要領に定めるもののほか、会議の秩序を維持するため必要な指示を行うことができるものとし、傍聴人がこの要領又は会長の指示に従わないときは、当該傍聴人の退場を命ずることができる。